

平成26年第10回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成26年10月27日(月)
午前9時30分 から 午前 9時56分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員(14名)

1番	田中安雄	2番	池崎計介
3番	錦戸幸春	4番	大仁田金次
5番	内尾明美	6番	福田正明
7番		8番	田中文彦
9番	福山健	10番	小野陽一
11番	塚田修彦	12番	渡邊和人
13番	春本一喜	14番	山下時義(職務代理者)
15番	岡村貞夫(会長)		
4. 本日の欠席委員(1名)
7番 山本政人
5. 議事日程
日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第2. 議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3. 議案第63号 農用地利用集積計画の認定について
日程第4. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)
事務局長 野田尚之・事務局長補佐 坂本重志・主幹 田尻龍一

7. 会議の概要

1. 開 会

開会 午前9時30分

事務局 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、只今から平成26年第10回農業委員会総会を開会いたします。はじめに岡村会長よりご挨拶をお願い致します。

岡村会長 皆さん、おはようございます。先般の5条の規定による許可申請に伴う現地調査には多数ご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。本日上程されておりますように農地法第5条の規定による許可申請についてよろしくご協議下さいますようお願いを申し上げます。

事務局 はい、ありがとうございました。本日は7番山本政人委員さんが欠席でございます。出席委員は15名中14名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長さんをお願い致します。どうぞよろしくお願い致します。

2. 議事録署名委員及び総会書記の指名

議長 それでは議事に入ります。日程第1の議事録者署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 それでは、1番の田中安雄委員さんと2番の池崎計介委員さんをお願い致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の野田氏、坂本氏、田尻氏を指名致します。

3. 議 事

議長 それでは、日程第2. 議案第62号農地法第5条の規定による

許可申請について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは日程第2・議案第62号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明致します。3ページをお開きください。

今回関連案件で整理番号が1から9までございます。まず3ページの整理番号1ですが、譲受人の社会福祉法人は、議案記載の譲渡人から老人福祉施設の建物用地及び緊急広場、駐車場、緑地、遊歩道等の用地として、所有権を移転し転用したいというものです。

整理番号1の申請物件は、3ページ記載の苓北町上津深江の畑1筆175㎡です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、譲受人は、現在養護老人ホームを運営しているが、現施設の所在地は海拔が低く高波の際に危険が生じる恐れがあること等から、施設の移転改築を考え候補地を探していた。申請地は海拔が高く、国道にも近接しており、また、町が整備している防災ゾーンに隣接していることから利便性が高いため、所有権の移転及び転用申請に至った次第である。他に代替えとなる土地も無いことから、申請地を老人福祉施設として整備し利用したいというものです。場所及び施設の概要につきましては、13ページから21ページに図示しております。

農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策においても、事業計画、資金計画、位置図、平面図、字図、配置図、給排水計画図、排水同意書等関係書類も添えられており、審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断致しております。

次に4ページの整理番号2ですが、譲受人の社会福祉法人は、整理番号1と同様に議案記載の譲渡人から老人福祉施設の建物用地及び緊急広場、駐車場、緑地、遊歩道等の用地として、所有権を移転し転用したいというものです。申請物件は苓北町上津深江の畑1筆147㎡です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細及び場所・施設の概要並びに農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否については、整理番号1と同じです。

5 ページの整理番号 3 ですが、譲受人の社会福祉法人は、整理番号 1 と同様に議案記載の譲渡人から老人福祉施設の建物用地及び緊急広場、駐車場、緑地、遊歩道等の用地として、所有権を移転し転用したいというものです。申請物件は苓北町上津深江の畑 1 筆 1 , 2 1 2 m²です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細及び場所・施設の概要並びに農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否については、整理番号 1 と同じです。

6 ページの整理番号 4 ですが、譲受人の社会福祉法人は、整理番号 1 と同様に議案記載の譲渡人から老人福祉施設の建物用地及び緊急広場、駐車場、緑地、遊歩道等の用地として、所有権を移転し転用したいというものです。申請物件は苓北町上津深江の畑 1 筆 6 9 5 m²です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細及び場所・施設の概要並びに農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否については、整理番号 1 と同じです。

7 ページの整理番号 5 ですが、譲受人の社会福祉法人は、整理番号 1 と同様に議案記載の譲渡人から老人福祉施設の建物用地及び緊急広場、駐車場、緑地、遊歩道等の用地として、所有権を移転し転用したいというものです。申請物件は苓北町上津深江の畑 1 筆 6 0 8 m²です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細及び場所・施設の概要並びに農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否については、整理番号 1 と同じです。

8 ページの整理番号 6 ですが、譲受人の社会福祉法人は、整理番号 1 と同様に議案記載の譲渡人から老人福祉施設の建物用地及び緊急広場、駐車場、緑地、遊歩道等の用地として、所有権を移転し転用したいというものです。申請物件は苓北町上津深江の畑 1 筆 9 8 m²です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細及び場所・施設の概要並びに農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否については、整理番号 1 と同じです。

9 ページの整理番号 7 ですが、譲受人の社会福祉法人は、整理番号 1 と同様に議案記載の譲渡人から老人福祉施設の建物用地及

び緊急広場、駐車場、緑地、遊歩道等の用地として、所有権を移転し転用したいというものです。申請物件は苓北町上津深江の畑5筆2,584㎡です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細及び場所・施設の概要並びに農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否については、整理番号1と同じです。

11ページをお開き下さい。整理番号8ですが、譲受人の社会福祉法人は、整理番号1と同様に議案記載の譲渡人から老人福祉施設の建物用地及び緊急広場、駐車場、緑地、遊歩道等の用地として、所有権を移転し転用したいというものです。申請物件は苓北町上津深江の畑1筆214㎡です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細及び場所・施設の概要並びに農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否については、整理番号1と同じです。

12ページの整理番号9ですが、譲受人の社会福祉法人は、整理番号1と同様に議案記載の譲渡人から老人福祉施設の建物用地及び緊急広場、駐車場、緑地、遊歩道等の用地として、所有権を移転し転用したいというものです。申請物件は苓北町上津深江の畑1筆289㎡です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細及び場所・施設の概要並びに農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否については、整理番号1と同じです。

整理番号1から9の申請箇所はどれも農振農用地区域の除外区域であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地の理由から第2種農地と判断しております。又建設の期間は許可日から平成28年3月31日までとなっております。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。只今、事務局から整理番号1から9まで説明がありましたが、同一施設の建物用地、緊急広場、駐車場、緑地、遊歩道等の用地ということで全て関連がございません。一括して処理して参りたいと思いますので皆さん担当委員さんの方からのご意見をお願いしたいと思います。

12番 はい。

議長 はい、どうぞ。

12番 先日10月22日社会福祉法人の担当者及び農業委員12名が立ち会いまして現地を確認致しました。建設予定地の全景が見える楽洋の里上方から現地を確認し、担当者から意見を伺いました。議案にも記載してあるとおり現在の養護老人ホームは海拔が低く、津波等の災害が発生した場合は避難する場所もなく非常に危険な状態であります。今回の申請地は町の防災ゾーンに隣接しており海拔も高く津波等からの被害はないと思われます。又国道にも近接しており、海拔の低いところにある同系列の施設入所者及び町内の住民の受入も行うという事であります。他に代替えとなる土地も無いということから、今回の転用申請は妥当であると考えます。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員さんからご意見がございましたが、他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

1番 はい。

議長 はい、どうぞ。

1番 8番の譲渡人が字図の名前とちょっと異なっておりますが、これは相続関係でしょうか。お尋ねです。

事務局 挙手

議長 はい、どうぞ。

事務局 8番の申請の物件につきましては字図上は本年1月1日現在ということで出ておりますが、その後相続が終わっておりまして現在の所有者は8番の譲渡人さんで間違いありません。相続が終わ

っております。

議長 他にご意見ございませんか。他に無いようでございますので、整理番号1から9までの関連案件でございますので、一括して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 はい。ありがとうございます。賛成全員でございます。提出されております計画書の妥当性及び第2種農地であります但代替えとなる用地も無いということでございますので許可相当として県知事に意見を送付致します。

続きまして、日程第3議案第63号農用地利用集積計画の認定について上程致します。この案件は大仁田委員さんの同居の親族が借り手となる案件が含まれております。従いまして、農業委員会法第24条の規程に基づく議事参与の制限によりまして、当該事案の審議開始から審議終了まで退席をお願いをいたします。

(大仁田委員退席)

議長 それでは、事務局に説明をお願い致します。

事務局 日程第3議案第63号農用地利用集積計画の認定について説明致します。24ページをお開きください。

まず、新規設定ですが、3件ございます。利用権の設定を受ける者はいずれも苓北町農業協同組合で、利用権を設定する者は議案記載の個人です。設定する土地の所在は31番は苓北町志岐の田4筆4,618㎡です。利用内容は水稻、レタス作付です。32番は苓北町富岡の畑2筆777㎡です。利用内容は野菜作付です。33番は苓北町都呂々の畑2筆1,232㎡です。利用内容は野菜作付です。3件とも賃借権で期間は5年2ヶ月となっております。25ページをご覧ください。変更ですが終期の変更で平成28年12月25日を32年12月25日へ、6年9ヶ月を10年9ヶ月へ変更するものです。26ページをお開き下さい。

転貸で新規設定で農業協同組合が借受けた農地を個人へ貸し出す
ものです。内容は新規設定と同じです。27ページをご覧ください。
転貸の変更です。設定を受ける者が当事者死亡により後継者へ変
更となっております。又終期と期間についても変更となっております。
28ページをお開き下さい。利用権の移転です。農業者年
金の移譲に伴い借受けた農地を後継者へ移転するものです。
以上でございます。

議 長 ありがとうございます。この件につきましてご意見のある方
は挙手をお願いを致します。
 ございませんか。

(ありませんの声)

議 長 はい。ないようでございますので、この件について賛成の方の
挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 はい。ありがとうございます。
 全員賛成でございますので許可することに決定を致します。そ
れでは、議事参与の案件が終了しましたので大仁田委員さんの入
室を許可致します。

(大仁田委員入室)

議 長 議案につきましては以上でございますが、その他の項で事務局
からお願いを致します。

事務局 事務局からその他事項はございません。

 次回第11回総会は11月25日、火曜日の午前9時30分
開催予定です。

議 長 | 農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして、平成26年第10回総会を閉会致します。

閉会 午前 9時56分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____